

## こどもエコクラブ活動助成要綱

### (目的)

第1条 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議（以下「推進会議」という。）は、子どもたちが広く環境に関心を持ち、環境保全活動に参加する能力を育成することを目的としたこどもエコクラブの活動を支援し、もって、将来を担う子どもたちの主体的な環境学習及び環境保全活動を促進するため、こどもエコクラブ（以下「クラブ」という。）の活動費の一部を助成する。

### (助成対象者)

第2条 「こどもエコクラブ」として登録したクラブのサポーターを助成対象者とする。

### (対象経費及び助成額)

第3条 推進会議は、クラブとして適切な環境活動を実施する前条の者に対し、予算の範囲内において、活動に必要な経費として1万5千円を限度に助成する。

2 前項の助成対象は、申請年度内に実施する環境学習に直接必要な活動経費で、支払いが3月10日に完了する場合とする。ただし、環境学習の手段とならない飲食費は助成対象外とする。

### (申請書等)

第4条 経費の助成を希望するサポーターは、申請書及び活動計画書（様式1）並びに収支予算書（様式1-2）を推進会議会長あてに提出するものとする。

2 推進会議会長は、前項に掲げる書類を審査のうえ、助成金交付の採決を決定し、申請者に通知するものとする。

3 助成申請があつてから、当該申請にかかる助成金の交付決定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は14日とする。

4 推進会議会長は、助成金交付決定後、速やかに助成金を交付するものとする。

### (実績報告等)

第5条 助成金の交付を受けたサポーターは、クラブの当該年度の活動終了後10日を経過した日又は助成金交付決定に係る年度の3月10日のいずれか早い日までに、推進会議会長あて活動報告書（様式2）及び会長が指定する書類、並びに収支決算書（様式2-2）を提出するものとする。

2 推進会議会長は、前項の書類を審査し、次の場合は、助成金の一部又は全部を返還させることができるものとする。

① 活動費が助成金額に達しないとき

② 助成金の使途の変更によって第3条第2項の規定に適合しなくなったとき

### (事務局)

第6条 この要綱に関する事務は、推進会議事務局（佐賀県環境課内）において行う。

附則

この要綱は、平成13年11月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。